平成３０年第５回大玉村議会定例会会議録

第１日　　平成３０年９月６日（木曜日）

１．応招（出席）議員は次のとおりである。

１番　佐　原　佐百合	２番　松　本　　昇	３番　本　多　保　夫
４番　鈴　木　康　広	５番　押　山　義　則	６番　武　田　悦　子
７番　鈴　木　宇　一	８番　佐々木　市　夫	９番　佐　原　吉太郎
１０番　須　藤　軍　蔵	１１番　菊　地　利　勝	１２番　遠　藤　義　夫

２．不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な　し

３．地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村　　長	押　山　利　一	副　村　長	武　田　正　男
教　育　長	佐　藤　吉　郎	総　務　部　長	舘　下　憲　一
住民福祉部長	菊　地　平一郎	産業建設部長 兼農業委員会 事　務　局　長	菅　野　昭　裕
教　育　部　長	菊　地　　健	総　務　課　長	押　山　正　弘
政策推進課長	作　田　純　一	税　務　課　長	中　沢　武　志
住民生活課長	安　田　春　好	健康福祉課長	後　藤　　隆
再生復興課長	伊　藤　寿　夫	産　業　課　長	渡　辺　雅　彦
建　設　課　長	杉　原　　仁	会計管理者 兼出納室長	中　沢　みち子
教育総務課長	橋　本　哲　夫	生涯学習課長	溝　井　久美子
代表監査委員	甲野藤　健　一		

４．本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

行政報告

議案の一括上程（議案第４５号～議案第６６号並びに報告第２号～報告第４号）

議案第４５号　平成３０年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて

議案第４６号　大玉村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

議案第４７号　平成２９年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について

議案第４８号　平成２９年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第４９号　平成２９年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
議案第５０号　平成２９年度アットホームおおたま特別会計歳入歳出決算認定について
議案第５１号　平成２９年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第５２号　平成２９年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
議案第５３号　平成２９年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第５４号　平成２９年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第５５号　平成２９年度大玉村水道事業会計決算認定について
議案第５６号　平成３０年度大玉村一般会計補正予算について
議案第５７号　平成３０年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について
議案第５８号　平成３０年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について
議案第５９号　平成３０年度アットホームおおたま特別会計補正予算について
議案第６０号　平成３０年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について
議案第６１号　平成３０年度大玉村介護保険特別会計補正予算について
議案第６２号　平成３０年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第６３号　平成３０年度大玉村水道事業会計補正予算について
議案第６４号　平成２９年度地方創生拠点整備交付金繰越事業アットホームおおたま改修工事請負契約について
議案第６５号　平成３０年度応急仮設住宅撤去工事（安達太良Ｉ期）請負契約について
議案第６６号　村道路線の認定について
報告第　２号　健全化判断比率の報告について
報告第　３号　資金不足比率の報告について
報告第　４号　継続費の継続年度終了による精算について

提案理由の説明

議案審議

質疑・討論・採決

議案第６４号　平成２９年度地方創生拠点整備交付金繰越事業アットホームおおたま改修工事請負契約について
議案第６５号　平成３０年度応急仮設住宅撤去工事（安達太良Ｉ期）請負契約について

請願・陳情について（委員会付託）

５．本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長　矢崎由美、書記　菊地拓也、鈴木真一、安田敏

会　議　の　経　過

○議長（遠藤義夫）　おはようございます。

平成３０年第５回９月定例会が招集されましたところ、ご出席ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は、全員であります。定足数に達しておりますので、平成３０年第５回大玉村議会定例会を開会いたします。

（午前１０時００分）

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、６番武田悦子君、７番鈴木宇一君を指名いたします

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。９番。

○議会運営委員長（佐原吉太郎）　おはようございます。

平成３０年第５回９月定例会にあたりましては、さきに閉会中の継続調査といたしておりました今期定例会の会期日程等について、去る９月３日午前９時より、第１委員会室におきまして議会運営委員会を開催し調査をいたしましたので、その経過と結果について、以下報告申し上げます。

委員会は、議長出席のもと全委員出席、さらに当局から総務部長及び総務課長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び議事日程等について、次のように決定いたしました。

今期定例会に提出される事件は、村長提出の議案等２５件で、その内容は、専決処分の承認案件１件、条例改正案件１件、決算認定案件９件、補正予算案件８件、工事請負契約案件２件、村道路線の認定案件１件及び報告関係３件の合わせて２５件であります。

また、今期定例会の一般質問者は５名であります。

よって、会期につきましては、本日９月６日から１４日までの９日間と決定いたしました。

また、審議日程等につきましては、

本日　６日　本会議　村長の行政報告、議案の一括上程、提案理由の説明、決算審査報告、議案審議、請願・陳情の委員会付託、委員会

９月　７日　休会　議案調査のため

９月　８日　休会

９月　９日　休会

９月１０日　本会議　一般質問者　５名であります。
９月１１日　本会議　平成２９年度歳入歳出決算認定議案に対する総括質疑及び平成２９年度歳入歳出決算認定議案の付託、委員会
９月１２日　委員会（付託事件の審査）
９月１３日　委員会（付託事件の審査）
９月１４日　本会議　議案審議、付託事件の委員長審査報告及び審議、閉会中の継続調査申し出
という日程で行います。

本日の議案審議の前に休議し、議案調査の時間を設けることにいたしました。

なお、決算議会でありますので、代表監査委員に対して本日６日及び９月１１日の本会に出席を求めております。

また、会期日程等第６日目の９月１１日の総括質疑については、平成２９年度歳入歳出決算認定議案についての質疑となります。質疑は、原則としてみずから所属する常任委員会の決算項目以外の質疑内容とし、歳入歳出決算書及び執行成果報告書のページ数を明らかにし、議題に供された内容とするよう申し合わせをしておりましたので、ご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上のように委員会として全委員一致をもって決定いたしましたので、何とぞご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げて報告といたします。

以上であります。

○議長（遠藤義夫）　お諮りいたします。

会期日程については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　異議なしと認めます。

よって、会期日程については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　日程第３、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、例月出納検査の結果報告、説明員の報告、今期定例会までに受理した請願・陳情書、議員派遣、議員派遣の結果についてであり、内容については配付いたしました報告書のとおりでありますので、配付をもって報告にかえさせていただきます。

なお、今定例会は決算議会でもありますので、甲野藤健一代表監査委員にも出席をいただいております。

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　日程第４、村長より行政報告を求めます。村長。

○村長（押山利一）　ご苦労さまでございます。

本日、第５回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かと

ご多忙の中ご出席を賜り、提出案件のご審議を賜りますこと、感謝を申し上げます。
また、代表監査委員には出席をいただいております。ご苦労さまでございます。

今次定例会に当たり、現時点における本年度の事務事業につきましては、お手元に配付の別紙をもって行政報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤義夫）　行政報告が終わりました。

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　日程第５、議案第４５号から議案第６６号並びに報告第２号から報告第４号一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（鈴木真一）　別紙議案書により朗読。

○議長（遠藤義夫）　事務局職員の朗読が終わりました。

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　日程第６、村長より提案理由の説明を求めます。

なお、説明に当たっては、まず議案第４５号から議案第５５号までの説明をお願いします。村長。

○村長（押山利一）　本定例会における提出議案は、専決処分１件、条例改正案１件、決算認定９件、補正予算案８件、工事請負契約案件２件、報告３件、その他１件、合わせて２５件であります。

それでは、議案第４５号、平成３０年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

今回の補正は、現職の福島県議会議員の死去に伴う福島県議会議員補欠選挙の執行に当たり、速やかに選挙執行経費を予算化し、所要の措置を講じるため、平成３０年８月２０日付をもって専決処分による補正予算の編成をしたものであります。

それでは、補正予算書１ページをお開き願います。

補正予算第２号は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ５０３万７，０００円を追加し、予算の総額を４６億７，５９８万円とするものであります。

歳出よりご説明申し上げますので、８ページをお開き願います。

款２総務費の選挙費、福島県議会議員補欠選挙費は、投・開票管理者等の報酬や職員時間外手当、ポスター掲示板設置、撤去業務委託料など、選挙の執行管理に要する経費５０３万７，０００円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

６ページをお開き願います。

款１５県支出金の総務費委託金は、福島県議会議員補欠選挙執行に要する委託金５０３万７，０００円の計上であります。

以上、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づく専決処分をしたので、同条第３項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

続きまして、議案第４６号、大玉村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、地域再生法による企業の地方拠点強化促進のため、固定資産税の不均一課税が可能となるよう、平成２８年に条例を制定しましたが、同法の改正に伴い、その期限をさらに２年間延長することにあわせ、文言の整理及び条ずれに対応するものであります。

続きまして、平成２９年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明を申し上げます。

水道事業会計を除く８会計における歳入決算総額は８６億９５３万８，１５０円、歳出決算総額は８０億７，３０８万６，６３８円となり、歳入歳出差引総額は５億３，６４５万１，５１２円となりました。

平成２９年度の会計全般につきましては、去る８月１７日から２３日までの日程により監査委員に決算審査をお願いしたところでありまして、決算及び財政健全化等審査意見書と決算資料である成果報告書を添えて、議会の認定に付するものであります。

それでは、議案第４７号、平成２９年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

決算書９２ページをお開きください。実質収支に関する調書であります。

一般会計の歳入総額が６４億７，０１５万２９３円、歳出総額が６０億７，２０３万９，４１６円となり、翌年度に繰り越しすべき財源９，１６６万８，０００円を差し引いた実質収支額は３億６４４万２，８７７円となりました。

これらを前年度と比較いたしますと、歳入で１４．３％増、歳出で１８．１％増、実質収支では３．９％減となりました。

財産に関しては９４ページからの財産に関する調書に記載のとおりであり、地方債現在高の現況につきましては、１０１ページからの調書のとおりであります。

また、これら事務事業の執行概要につきましては、成果報告書に記載のとおりであります。

なお、一般会計を主とした普通会計の決算状況で明らかとなる財政各指標につきましては成果報告書に記載のとおりでありますが、まず、財政の弾力性を示す経常収支比率は８８．２％（前年度８７．２％）、財政力指数０．３６７（前年度０．３５９）、公債費比率６．８％（前年度５．７％）、実質公債費比率６．８％（前年度６．０％）という状況であり、このほか実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率などの財政健全化法に基づく指標も含め、いずれも基準内数値であり、その内容は、審査意見書や報告書のとおりであります。

地方債は、２９年度末現在高で４６億５，２０６万円であります。このうち４５．５％に当たる２１億１，５７０万円ほどが、国が地方財政の財源不足を補うため普通交付税と一体となって発行を許可する特例債である臨時財政対策債であり、後年度に全額交付税措置されるものであります。

次に、議案第４８号、平成２９年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

１３６ページをお開き願います。

歳入総額が１１億９５５万４，２６０円、歳出総額が９億９，８５７万２，９３０円であり、実質収支額は１億１，０９８万１，３３０円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で１．２％増、歳出で６．１％減、実質収支で２３７．８％増となりました。

また、財産に関しては１３７ページの調書のとおりであり、これら事務事業の執行については成果報告書掲載のとおりであります。

次に、議案第４９号、平成２９年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

１５０ページをお開き願います。

歳入総額が９２２万５，４９５円、歳出総額が４９７万７，６６２円であり、実質収支額は４２４万７，８３３円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で４．４％減、歳出で１９．４％の減、実質収支で２２．３％増となりました。

また、財産に関しては１５２ページからの調書のとおりであり、これら事務事業の執行については成果報告書掲載のとおりであります。

次に、議案第５０号、平成２９年度アットホームおおたま特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

１７０ページをお開き願います。

歳入総額が１億２，６１０万４，５２０円、歳出総額が１億１，６５０万５，１７８円であり、実質収支額は９５９万９，３４２円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で２．５％増、歳出で５．１％増、実質収支で２０．５％減となりました。

財産に関しては１７１ページの調書のとおりであり、事務事業の執行については成果報告書掲載のとおりであります。

次に、議案第５１号、平成２９年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

１８４ページをお開き願います。

歳入総額が１億２，６５４万２，０５４円、歳出総額が１億２，０５５万９，２７３円であり、実質収支額は５９８万２，７８１円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で１．２％増、歳出で１％増、実質収支で５．２％増となりました。

財産に関しては１８６ページの調書のとおりであり、地方債の現在高の現況については１８８ページに記載のとおりであります。また、これら事務事業の執行については成果報告書掲載のとおりであります。

次に、議案第５２号、平成２９年度大玉村土地取得特別会計補正予算歳入歳出決算認定について申し上げます。

２００ページをお開き願います。

この会計は、基金による土地の取得と、財産収入の基金への戻し入れといった定額運用の基金会計であるため、決算額が歳入歳出とも同額８５８万４，２６８円となっ

たものであります。
財産に関しては１９７ページの調書のとおりであり、これら事務事業の執行については成果報告書掲載のとおりであります。
次に、議案第５３号、平成２９年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。
２３０ページをお開き願います。
保険事業勘定において、歳入総額が６億９，４６３万１，７５２円、歳出総額が６億８，７８３万４，９７９円であり、実質収支額は６７９万６，７７３円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で２．５％増、歳出で３．０％増、実質収支で３２．６％減となりました。
財産に関しては２３１ページの調書のとおりであります。
２４２ページをお開き願います。
介護サービス事業勘定につきましては、歳入総額が２００万１，４８３円、歳出総額が１６６万４，７１３円であり、実質収支額は３３万６，７７０円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で４８．５％減、歳出で４４．６％減、実質収支で６１．８％減となりました。
なお、これら事務事業の執行につきましては成果報告書掲載のとおりであります。
次に、議案第５４号、平成２９年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。
２５８ページをお開き願います。
歳入総額が６，２７４万４，０２５円、歳出総額が６，２３４万８，２１９円であり、実質収支額は３９万５，８０６円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で０．７％減、歳出で１．２％減となっており、事務事業の執行につきましては成果報告書掲載のとおりであります。
次に、議案第５５号、平成２９年度大玉村水道事業会計歳入歳出決算認定について申し上げます。
２６０ページをお開き願います。
予算第３条で定めた収益的収支の決算は、水道事業収益で１億６，６８６万８，７７２円、水道事業費用で１億５，６１１万８，７５７円となり、対前年度比は収益で０．０５％の減、費用で４．２％の増となったものであります。
２６２ページをお開き願います。
予算第４条で定めた資本的収支の決算は、資本的収入で１億１，５４３万７，０００円、資本的支出が１億８，６１６万４，００７円となり、不足する額は、２６２ページ下段に記載のとおり留保資金等で補塡を行い決算したものであります。
２６４ページは平成２９年度の損益計算書であります。
給水収益などの営業収益で１億２，５０５万９，０００円、維持管理などの営業費用で１億３，６２１万７，９９２円、受取利息などの営業外収益で３，１０２万９，４９５円、支払利息などの営業外費用で１，８１１万３３５円となり、これら収

支差し引きにより１７６万１６８円の当年度純利益となりました。

２６５ページは水道資産の状況を示した貸借対照表であり、有形固定資産は１６億８，４０３万8，２７４円、無形固定資産が８０万１４３円、現金預金・未収金などの流動資産が３億４，０７３万１，１９３円であり、資産の部の合計は２０億２，５５６万9，６１０円となるものであります。

２６６ページの負債の部、固定負債の企業債は9億1，９６５万2，７５５円、未払金などの流動負債は１７７万3，５０４円、長期前受金などの繰延収益は4億７，６７１万２３０円、資本の部は記載のとおりでありまして、負債・資本合計は資産の部の合計と同額となるものであります。

２６７ページは剰余金計算書であります。

まず、利益剰余金の部では減債基金積立金、建設改良積立の合計は１，６００万２，２２１円、当年度純利益１７６万１６８円を加えた当年度未処分利益剰余金は７，８２９万9，２２２円であります。

２６８ページの資本剰余金の部は、受贈財産評価額、工事負担金、国県補助金、繰入金の合計となる翌年度繰越資本剰余金１，１２２万2，１１２円であり、下段は剰余金処分計算書であります。

２６９ページからは、キャッシュ・フロー計算書、財務諸表付属調書として損益計算書、貸借対照表等の明細書であります。

２８０ページからは、給水の状況などをまとめた事業報告書であります。

以上、平成２９年度における各会計の決算についてご説明を申し上げました。

○議長（遠藤義夫）　議案第４５号から議案第５５号までの提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員より決算審査についてのご報告を求めます。代表監査委員、甲野藤健一君。

○代表監査委員（甲野藤健一）　おはようございます。

私のほうから平成２９年度の一般会計・特別会計・水道事業会計、これらについての決算報告をさせていただきます。

１ページを開いていただきたいと思います。

平成２９年度大玉村一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書

第１　審査の対象

平成２９年度大玉村一般会計歳入歳出決算

平成２９年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算

平成２９年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算

平成２９年度アットホームおおたま特別会計歳入歳出決算

平成２９年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

平成２９年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算

平成２９年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算

平成２９年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第２　審査の期間

平成３０年８月１７日から２３日まで行いました。

第３　審査の場所　大玉村役場

第４　審査の方法

審査に当たりましては、村長から送付された平成２９年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、諸帳簿、計票類と照合し、さらに関係職員の説明を求め、決算計数の確認と予算が法令等に適合して適正かつ効率的に執行されているか、以下の項目について審査をいたしました。

歳入関係から歳出、次ページの財産、基金ということでございますけれども、これらについてはご覧になっていただきたいと思います。

２ページをお開きください。

第５　審査の結果を申し上げます。

１　審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びにその他法令で定める調書等の資料は、いずれも法令に準拠して作成され、一般会計歳入歳出決算書及び特別会計歳入歳出決算書とも、款・項・目・節などの計数も正確に記載されており、適正な執行がなされたものと認める。

２　財政健全化判断比率及び公営企業不足比率については、算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき審査をしたが、適正に作成されており、基準をクリアしていた。

３　基金については、計数及び運用状況は、適正に管理運用されていた。

４　行政財産及び普通財産については、適正に管理されていた。

第６　審査の意見を申し上げます。

予算執行に関する事務処理については、毎月実施している例月出納検査及び２月に実施した定期監査において審査しており、指摘事項、改善事項についてはその都度指導を行った。特に、下記事項を付して決算審査の意見とする。

１　村税等に占める、人件費、扶助費、公債費、物件費及び補助費等の経常収支比率が、依然高い指標（８８．２％）を示している。村税等の確保と物件費の縮減により、経常収支比率の改善をされたい。

２　村税（８，１６５万３，０００円）、国民健康保険税（７，７２１万４，０００円）、農業集落排水事業使用料（１０９万３，０００円）及び介護保険料（１９９万６，０００円）の収入未済額が年々累積傾向にある。収入未済額の解消に、より一層村税等の確保に努力されたい。

例年、毎回同じような内容になっていますけれども、さらなる努力をお願いしたいと思います。

第７　審査の概要からにつきましては、ご覧になっていただきたいと思います。

１０ページをお開きいただきたいと思います。

平成２９年度大玉村水道事業会計決算審査意見書

第１　審査の対象

審査の対象　平成２９年度大玉村水道事業会計決算

審査の期間　平成３０年８月１７日から２３日まで

審査の場所　大玉村役場

審査の手続　この決算審査に当たっては、管理者から提出された決算事項が、水道事業の経営成績、財政状態を適正に表示しているかどうかを検討するため、会計帳簿、証拠書類との照合、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認められるその他の審査の手続を実施いたしました。

第２　審査の結果

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法及び同施行令、その他関係法令の定めるところにより整理されており、平成２９年度末における事業会計の現金残高は預金残高と一致した。予算の執行状況については関係法令に従い適正妥当なものと認められた。さらに、水道事業の経営成績及び財政状態も適正に表示しているものと認めた。また、財産、物品等については年度末の増減並びに年度末現在高が関係帳簿及び書類と符合し、適正であった。

第３　審査の意見

収益的収支及び収支状況から見ると、経営状況は良好であり、今後とも適正な運営及び健全運営に努められたい。

以上であります。

第４　決算の概要以下については、ご覧になっていただきたいと思います。

１３ページをお開き願います。

平成２９年度財政健全化審査意見書

１　審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及び算定の基礎になる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２　審査の結果

（１）総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記載事項については、ご覧になっていただきたいと思います。

１４ページ。

次に、平成２９年度大玉村水道事業会計経営健全化審査意見書並びに次ページの大玉村農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書について申し上げます。

これらについては資金不足を生じていないため、省略させていただきます。適正だということでお願いします。

以上、平成２９年度の各会計の決算審査の意見を申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤義夫）　決算審査の報告が終わりました。

ここで暫時休議いたします。再開は午前１０時５５分といたします。

（午前１０時４３分）

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　再開いたします。

（午前１０時５５分）

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　引き続き、村長より議案第５６号から報告第４号までの提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一）　それでは、引き続き、ご説明を申し上げます。

議案第５６号から議案第６３号、平成３０年度各会計補正予算について概要のみご説明を申し上げ、詳細につきましては総務部長に説明をさせます。

それでは、議案第５６号、平成３０年度大玉村一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、前年度決算による繰越金や地方交付税等の確定額を主な財源として、今後見込まれる事務事業に対応する予算の編成を行ったところであります。

それでは、予算書によりご説明を申し上げます。

１ページをお開き願います。

補正予算第３号は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ４億８，３３３万２，０００円を追加し、予算の総額を５１億5，９３１万2，０００円とするものであります。

また、補正予算第２条は、４ページに掲載のとおり、スクールバス更新に係る地域活性化事業債及び地方交付税の算出で確定した臨時財政対策債の発行可能額に係る地方債補正であります。

次に、議案第５７号、平成３０年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

５３ページをお開きください。

今回の補正は、繰越金の確定に伴う予算の編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ８，１０９万７，０００円を追加し、予算の総額を９億８，２８０万3，０００円とするものであります。

次に、議案第５８号、平成３０年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について申し上げます。

７１ページをお開き願います。

今回の補正は、繰越金の確定に伴う予算の編成をしたものであり、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ３７４万７，０００円を追加し、予算の総額を８２９万９，０００円とするものであります。

次に、議案第５９号、平成３０年度アットホームおおたま特別会計補正予算について申し上げます。

７９ページをお開き願います。

今回の補正は、改修工事に伴う休館を控え、所要見込みの整理・調整を行い、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ３，０６４万５，０００円を減額し、予算の総額を８，１１７万２，０００円とするものであります。

次に、議案第６０号、平成３０年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

９９ページをお開き願います。

今回の補正は、繰越金の確定に伴う予算の編成をしたものであり、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ５９８万１，０００円を追加し、予算の総額を１億２，４２８万２，０００円とするものであります。

次に、議案第６１号、平成３０年度大玉村介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

１１７ページをお開きください。

今回の補正は、前年度決算の確定による各費目の精算のための編成を行い、保険事業勘定においては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ３，１４５万７，０００円を追加し、予算の総額を７億６，９０２万９，０００円とするものであります。

また、介護サービス事業勘定においては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ２３万７，０００円を追加し、予算の総額を１５３万７，０００円とするものであります。

次に、議案第６２号、平成３０年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

１４９ページをお開きください。

今回の補正は、繰越金の確定に伴う予算の編成をしたものであり、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ３９万４，０００円を追加し、予算の総額を６，７３２万円とするものであります。

次に、議案第６３号、平成３０年度大玉村水道事業会計補正予算について申し上げます。

１５７ページをお開きください。

補正予算第２条、予算３条に定めた収益的支出において、所要見込みによる調整を行い、予定額の総額を変えない編成をしたものであります。

１５９ページは予算実施計画であります。

続きまして、議案第６４号、議案書のほうをお開きください。議案第６４号、平成２９年度地方創生拠点整備交付金繰越事業アットホームおおたま改修工事請負契約について申し上げます。

平成２９年度地方創生拠点整備交付金事業アットホームおおたま改修工事請負契約について、８月３０日に１１社による指名競争入札を実施し、その結果、菅野建設工業株式会社が２億２，７８８万円で落札し、同日付で工事請負仮契約を締結したものであります。

本工事につきましては、内部改修としまして１階の客室、中広間、浴室の改修及び

２階の客室の改修、さらには外部改修としまして、屋根及び外壁の塗装改修を行うものであり、工期は平成３１年３月２２日の完了を予定しております。

以上、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第６５号、平成３０年度応急仮設住宅撤去工事（安達太良Ｉ期）請負契約について申し上げます。

応急仮設住宅撤去工事（安達太良Ｉ期）について、８月２２日に７社による指名競争入札を実施し、その結果、有限会社神野藤建設工業が７，３４４万円で落札し、同日付で工事請負仮契約を締結したものであります。

本工事につきましては、仮設住宅１２０戸、集会所１棟を解体するもので、工期につきましては、平成３１年２月２８日の完了を予定しております。

以上、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第６６号、村道路線の認定について申し上げます。

北ノ内５号線については、住宅誘導のインフラ整備を行うため、道路法第８条第２項の規定に基づき路線を認定するものです。

続きまして、報告第２号、健全化判断比率の報告について、報告第３号、資金不足比率の報告について、報告第４号、継続費の継続年度終了による精算については、資料をごらんいただきます。

以上のとおり提案理由の説明を申し上げました。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤義夫）　総務部長。

○総務部長（舘下憲一）　命により、議案第５６号から議案第６３号、平成３０年度各会計補正予算についてご説明申し上げます。

それでは、議案第５６号、平成３０年度大玉村一般会計補正予算について歳出よりご説明申し上げます。

１４ページをお開き願います。

款１議会費は、人件費の組み替えのほか、議長公印の更新に係る備品購入費２万円の計上であります。

款２総務費の一般管理費は、人件費の組み替えのほか、食糧費５万２，０００円の補正計上であります。

文書広報費は、村道大橋平線道路改良工事に伴う光ケーブル移設工事費１２８万２，０００円の補正計上であります。

財政管理費は、時間外勤務手当１１７万円を、財産管理費は公用車備品修繕費４０万円と、施設備品修繕費６６万９，０００円をそれぞれ補正計上するものであります。

１６ページにかけての企画費の事項①企画事務費に要する経費では、コミュニティ施設整備事業補助金１００万円を含め、１１０万円の補正計上であります。

事項⑤定住促進対策に要する経費では、３団地１７区画に係る定住促進住宅団地造成事業交付金７５０万円の補正計上であります。

事項⑥地方創生の推進に要する経費では、村単独事業によるアットホームおおたま改修工事設計監理業務委託料４００万円の計上であります。

恩給及び退職年金費は、人事異動に伴う組み替えにより２５０万８，０００円の減額計上であります。

基金費は、繰越金の確定による剰余金処分として、財政調整基金に１億６，０００万円、災害対策基金に５００万円を積み立てるものであります。

災害対策費の事項①災害対策費に要する経費は、食糧費で１０万円を、１８ページにかけての事項②線量低減化活動に要する経費では、住宅保管土壌の搬出業務委託料などで、総額５，５０８万８，０００円の補正計上であります。

事項③農業関係除染対策費に要する経費では、草地土壌調査委託料１８０万円を、事項⑥農山村地域復興基盤総合整備に要する経費では、ため池２池に係る放射性物質対策経費１億２，６０７万３，０００円を、それぞれ補正計上するものであります。

国内外交流の事項①国内外交流事業に要する経費は、ホストファミリー講習会の講師謝礼６万円の計上であります。

税務総務費は、人件費の組み替えのほか、過年度過誤納還付金及び還付加算金など、合わせて１６４万１，０００円の補正計上であります。

２０ページにかけての戸籍住民基本台帳費は、人件費の組み替えのほか、委託料９万３，０００円を含め、合わせて５２万４，０００円の補正計上であります。

選挙管理委員会費は、投票用紙の枚数を数える計数機１台の購入経費４０万９，０００円の計上であります。

款３民生費の社会福祉総務費、事項①職員人件費等、社会福祉に係る共通経費は人件費の組み替えのほか、事務費補助臨時職員に係る賃金、合わせて７１０万２，０００円の補正計上であります。

事項③社会福祉協議会に要する経費では、社会福祉センターさくらの施設修繕料４万９，０００円を、事項④社会福祉関係団体に要する経費では、特定非営利活動法人大地の活動を支援するための運営補助金６０万円の計上であります。

２１ページにかけての事項⑥国保特別会計に要する経費は、職員人件費に係る繰出金１１万７，０００円を、事項⑦国民年金等事務事業に要する経費では、システム改修業務委託料３２万４，０００円の計上であります。

障がい者福祉費の事項③障害者総合支援法に要する経費は、医療給付費や平成２９年度の事業費確定に伴う国県返還金など、合わせて３１８万８，０００円の計上であります。

老人福祉費の事項①職員人件費等、老人福祉に係る共通経費は、人件費の組み替えのほか、介護保険特別会計繰出金など、合わせて４１２万９，０００円の補正計上であります。

事項④高齢者の地域活動等に要する経費は、百歳賀寿祝金を１４万円減額し、

２４ページにかけての事項⑦地域包括ケアシステム構築推進事業に要する経費は、県補助金の内示を受け、消耗品費など４５万９，０００円の計上であります。

児童福祉費総務費の事項③少子化対策に要する経費は、第三子２名の出生に係るすこやか祝金６０万円増額し、子育て応援手引きを他の事項で作成するため２５０万円減額するものであります。

事項④養育医療費助成に要する経費は、平成２９年度の事業費確定に伴う国県返還金で３０万９，０００円を、事項⑤子ども・子育て支援に要する経費では、ニーズ調査業務委託料や平成２９年度の給付費確定に伴う国県返還金など、合わせて２６１万５，０００円の補正計上であります。

２６ページにかけての保育所費は、人件費の組み替えのほか、施設管理費などの計上により総額１，０６１万７，０００円の減額計上であります。

款４衛生費の保健衛生総務費は、事項①職員人件費等に要する経費で人件費の組み替えにより２３６万円を減額し、事項②保健衛生共通事務に要する経費では、健康増進計画等実態調査を行うための経費を３０８万５，０００円の補正計上であります。

予防費の事項②妊産婦健康管理に要する経費は、財源調整を行い、事項⑤子育て世代包括支援センターに要する経費では、他の事項に計画していた子育て応援手引きを子育て世代パンフレットとして作成するための経費１０３万２，０００円の計上であります。

２８ページにかけての環境衛生費は、二酸化炭素排出抑制対策事業の不採択を受け、公共施設省エネ化設備導入に係る設計業務委託料２１６万円及び同工事費２，８１７万６，０００円を減額し、福島県地域まるごと省エネ推進事業補助金を活用した公共施設ＬＥＤ照明器具導入工事費２１０万円を新たに計上するものであります。

保健センター管理費は、老人福祉寄附金の充当による備品購入費１０万円の計上であります。

款６農林水産業費の農業総務費は人件費の組み替え等であります。

農業振興費の事項①農業振興に要する共通経費は、農産物残留農薬検査補助金など、合わせて４９万円を、事項②中山間等直接支払制度に要する経費では、対象面積の増に伴う補助金６万１，０００円を、事項⑤農業再生事業に要する経費では、ふくしま「医食同源の郷」づくり事業補助金を活用したおおたまエゴマの会への補助金４０万円の計上であります。

畜産業費は、堆肥攪拌機やシャッターなどの施設修繕料４８５万７，０００円と、コンテナ車やフォークリフトなどの備品修繕料５５万８，０００円等、合わせて５４１万９，０００円の補正計上であります。

３０ページをお開き願います。

農地費は、多面的機能支払交付金の事務費増額に伴い２３万８，０００円の補正計上であります。

林業振興費は、村単独事業による松くい虫防除事業委託料１８４万６，０００円の

補正計上であります。

款７商工費の観光費は、ふれあい広場賑わい創出事業補助金２００万円や、アットホームおおたま特別会計繰出金２，０１３万２，０００円などの、合わせて２，３７５万円の補正計上であります。

３２ページにかけての款８土木費の土木総務費は、人件費の組み替えであります。

道路維持費は、除雪委託料１，０００万円と維持補修工事費１，０００万円の補修計上であります。

道路新設改良費は、堺地内インフラ設備工事費１００万円を、河川総務費は、百日川筋等維持管理工事費を２００万円を、都市計画総務費は、建築後退用地７６万９，０００円を、それぞれ補正計上するものであります。

３４ページをお開き願います。

住宅管理費は、大地震の際のブロック塀の倒壊による人的被害を未然に防止するため、撤去及び生垣植栽に対する補助制度を新たに設けるものであります。

款９消防費の非常備消防費は、時間外勤務手当のほか、準中型免許等の取得のための消防団員自動車運転免許等取得費補助金３６万１，０００円の計上であります。

款１０教育費、事務局費、事項①職員人件費に要する経費は人件費の組み替えであり、事項②教委事務局の管理運営に要する経費では小中学生スポーツ・文化県大会等参加報償３０万円を、事項③スクールバス運行に要する経費では備品修繕料のほか、登録後１５年が経過するスクールバス２台の更新費２，０００万円をそれぞれ計上するものであります。

下段の恩給及び退職年金費は、人件費等の組み替えであります。

３６ページをお開き願います。

学校管理費は、玉井小学校における施設修繕料７１万１，０００円と駐車場外灯設置工事費３０万３，０００円の計上であります。

幼稚園費は、玉井・大山両幼稚園における人件費等の組み替えのほか、預かり保育等業務委託料の補正計上であります。

３８ページをお開き願います。

公民館費は、暖房機能つき便座に取りかえるための施設修繕料３０万８，０００円の計上であります。

文化財保護費は、今後の住宅開発等を見据えた取り組みとして、事前に南町遺跡の確認調査を実施する経費１９０万８，０００円のほか、児童生徒向け教材「おおたまを学ぶ」作成業務委託料９１万８，０００円など、合わせて２８２万６，０００円の補正計上であります。

体育施設の事項①体育館・運動場の管理に要する経費は、ミニバスケットボールスポーツ少年団の発足に伴い、練習環境を整えるため、村民体育館上下昇降装置つきバスケット板つけかえ等修繕料１６８万２，０００円と備品購入費や外灯設置工事費など、合わせて１９０万５，０００円の計上であります。

事項②プール・テニスコートの管理に要する経費は、プール温水ヒーターやシャワ

一栓、プール用給水配管等の修繕料２８５万９，０００円の計上であります。

４０ページにかけての款１２公債費は、平成２９年度防災行政無線デジタル化工事に係る緊急防災・減災事業債の元金償還に伴う償還金８５７万円の補正計上であります。

款１４予備費は、今後の未確定要素への対応も含め、調整財源として２，２６５万７，０００円を補正計上したものであります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

８ページをお開き願います。

款９地方特例交付金は３８６万６，０００円、款１０地方交付税は、普通交付税交付金の確定により１億７，１５０万８，０００円と、ため池除染を対象とした震災復興特別交付税交付金１，６８０万６，０００円の補正計上であります。

款１４国庫支出金の民生費国庫負担金は、自立支援医療給付費の６１万２，０００円と低所得者保険料軽減強化事業費３４万３，０００円の計上であります。

総務費国庫補助金は、ため池除染を対象とした福島再生加速化交付金５，０４１万６，０００円と、民生費国庫補助金は、国民年金システム改修交付金３２万４，０００円と、子ども・子育て支援交付金３４万３，０００円、衛生費国庫補助金は、財源調整により総額６万９，０００円の補正計上であります。

款１５県支出金の民生費県負担金は、国庫負担金同様に、自立支援医療給付費と低所得者保険料軽減強化事業費合わせて４７万７，０００円の計上であります。

１０ページをお開き願います。

総務費県補助金は、除染対策事業交付金５，６７６万６，０００円の計上であります。

民生費県補助金は、老人福祉費補助金で４５万７，０００円の増額と、児童福祉費補助金で９０万７，０００円の減額計上であります。

衛生費県補助金は、公共施設ＬＥＤ照明器具導入工事を対象とした地域まるごと省エネ推進事業費補助金２００万円の計上であります。

農林水産業費県補助金は、牧草地土壌分析業務委託に対し補助率１０分の１０で交付される福島県営農再開支援事業費１８０万円など、合わせて２４８万８，０００円の計上であります。

款１７寄附金の一般寄附金は、個人１名からの寄附金１０万円、民生費寄附金も個人１名からの寄附金１０万円の計上であります。

款１８繰入金の介護保険特別会計繰入金は、前年度における介護保険特別会計の決算による精算戻し入れ１，８５４万７，０００円の計上であります。

１２ページをお開き願います。

財政調整基金繰入金は、取り崩しを１億２，３００万円減額し、災害対策基金繰入金は３５万、帰還環境整備交付金繰入金は、ため池除染事業に充当するため５，８８５万１，０００円の補正計上であります。

款１９繰越金は、前年度繰越金として２億２，６４４万３，０００円の補正計上で

あります。

款２０諸収入の雑入は、二酸化炭素排出抑制対策事業の不採択を受け、補助金２，０２２万４，０００円の減額計上であります。

款２１村債の総務債は、雑入の同事業の不採択を受け、地域活性化事業債９１０万円の減額計上であります。

臨時財政対策債は、普通交付税の確定に伴い発行可能額が確定したため、２，４２０万円を補正計上するものであります。

なお、臨時財政対策債は、地方の財源不足を普通地方交付税とあわせて発行が認められる一般財源であり、後年度の交付税算定の中で返済額全額が交付税措置されるものであります。

教育債は、スクールバス更新に係る地域活性化事業債１，８００万円の計上であります。

４２ページからは、給与の明細を掲載しております。

以上のとおり、一般会計の補正予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第５７号、平成３０年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について、それでは歳出よりご説明申し上げます。

５８ページをお開き願います。

款１総務費の一般管理費は、人件費の組み替えであります。

款８諸支出金の一般被保険者保険税還付金は、国保税過年度還付金８０万円を、その他償還金は療養給付費交付金償還金等４２１万８，０００円の補正計上であります。

款９予備費は、財源を調整し７，５９６万２，０００円の補正計上であります。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

５６ページをお開き願います。

款５繰入金の一般会計繰入金は、職員人件費等繰入金１１万７，０００円の計上であります。

款６繰越金は、前年度決算の確定により８，０９８万円の補正計上であります。

６０ページからは、給与の明細を掲載しております。

以上のとおり、国民健康保険特別会計の補正予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第５８号、平成３０年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について、それでは歳出よりご説明申し上げます。

７６ページをお開き願います。

款１総務費の一般管理費は、繰越金を財源とした管理運営基金積立金３００万円の補正計上であります。

款２農林水産業費の林業振興費は、チェーンソー講習会受講手数料などで１１万１，０００円の計上であります。

款３予備費は、財源を調整し６３万６，０００円の補正計上であります。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

７４ページをお開き願います。

款２繰越金は、前年度決算の確定により３７４万７，０００円の補正計上であります。

以上のとおり、玉井財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第５９号、平成３０年度アットホームおおたま特別会計補正予算について、それでは歳出よりご説明申し上げます。

８４ページをお開き願います。

款１総務費の一般管理費は、人件費等の組み替えのほか、休館に伴う管理経費等の減額を行い、合わせて７１万９，０００円の減額計上であります。

款２管理運営費の施設管理費は、休館に伴う維持管理経費等の減額のほか、屋外物置等改修工事費６２５万１，０００円を含め、合わせて５４４万５，０００円の補正計上であります。

８６ページにかけての施設運営費も、休館に伴い３，５３７万１，０００円の減額計上であります。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

８２ページをお開き願います。

款１使用料の施設使用料は、９月からの休館に伴い３，００３万３，０００円の減額計上であります。

款３繰越金は、前年度決算の確定により８５９万９，０００円の補正計上であります。

款４諸収入の雑入は、使用料と同様に２，６４８万８，０００円を減額し、款５繰入金の管理運営基金繰入金も２８５万５，０００円の減額計上であります。

一般会計繰入金は、財源不足を補うための繰入金で２，０１３万２，０００円の補正計上であります。

８８ページからは、給与費の明細を掲載しております。

以上のとおり、アットホームおおたま特別会計補正予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第６０号、平成３０年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について、それでは歳出よりご説明申し上げます。

１０４ページをお開き願います。

款１維持費、農業集落排水施設維持管理費は、人件費の組み替えのほか、玉井第２浄化センタースクリーンユニット点検整備費等の備品修繕料３５９万８，０００円など、合わせて４５１万円の補正計上であります。

款２公債費は、長期債元金償還金２６万円を、款３予備費は、調整財源として１２１万１，０００円の補正計上であります。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

１０２ページをお開き願います。

款３繰越金は、前年度決算の確定により５９８万１，０００円の補正計上であります。

１０６ページからは、給与費の明細を掲載しております。

以上のとおり、農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第６１号、平成３０年度大玉村介護保険特別会計補正予算について、それでは保険事業勘定の歳出よりご説明申し上げます。

１２６ページをお開き願います。

款１総務費の一般管理費は、人件費の組み替えであり、款２保険給付費の居宅介護サービス給付費は、財源調整であります。

款４地域支援事業費の包括的支援事業費は、人件費の組み替え及び一般会計への事業組み替えにより総額２万９，０００円の補正計上であります。

款７諸支出金の償還金は、前年度保険給付費等の確定に伴う精算により、国・県への返還金６６７万３，０００円の計上であります。

１２８ページをお開き願います。

一般会計繰出金についても、精算による繰出金１，８３１万円の計上であります。

予備費は、財源調整として５２２万５，０００円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

１２２ページをお開き願います。

款１介護保険料の特別徴収保険料は、６８万７，０００円の減額計上であります。

款３国庫支出金は、前年度決算の確定により地域支援事業交付金１５２万９，０００円、款４支払基金交付金２１８万３，０００円と、款５県支出金７３万４，０００円も前年度決算の確定による補正計上であります。

款７繰入金の地域支援事業繰入金は、前年度決算の確定により７７万９，０００円を補正計上し、低所得者保険料軽減事業繰入金６８万７，０００円とその他一般会計繰入金１２４万９，０００円も補正計上であります。

介護保険基金繰入金は、歳出において不足する財源を補うための基金取り崩しで１，８１８万７，０００円の計上であります。

１２４ページをお開き願います。

款８繰越金は、前年度決算の確定により６７９万６，０００円の補正計上であります。

１３０ページからは、給与の明細を記載しております。

続きまして、介護サービス事業勘定について、歳出よりご説明申し上げます。

１４６ページをお開き願います。

款１サービス事業費の居宅介護予防サービス等事業費は、前年度事業収入の決算により２３万７，０００円を一般会計に繰り出すものであります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

１４４ページをお開き願います。

款２繰越金は、前年度決算の確定により２３万７，０００円を計上するものであります。

以上のとおり、介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第６２号、平成３０年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について、それでは歳出よりご説明申し上げます。

１５４ページをお開き願います。

款５予備費は、調整財源として３９万４，０００円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

１５２ページをお開き願います。

款６繰越金は、前年度決算の確定により３９万４，０００円の補正計上であります。

以上のとおり、後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第６３号、平成３０年度大玉村水道事業会計補正予算について、１５９ページをお開き願います。

予算実施計画書であります。

１６０ページをお開き願います。補正内容の明細であります。

収益的支出の項１営業費用は、原水及び浄水費で４９万２，０００円と、配水及び給水費で２０１万６，０００円をそれぞれ増額計上し、総係費で１７５万８，０００円の減額計上であります。

項３予備費は、財源を調整し、７５万円の減額計上であります。

１６２ページをお開き願います。

資本的支出の項１建設費は、委託料と工事請負費における組み替えであります。

以上のとおり、平成３０年度各会計に係る補正予算について提案理由の説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤義夫）　提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案第６４号及び議案第６５号の議案調査のため暫時休議いたします。再開は午後１時３０分といたします。

（午前１１時３４分）

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　再開いたします。

（午後１時３０分）

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　日程第７、議案第６４号「平成２９年度地方創生拠点整備交付金繰越事業アットホームおおたま改修工事請負契約について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。７番。

○７番（鈴木宇一）　アットホーム改修、昨年から鳴り物入りでいろいろと今まで経過あったわけでございますけれども、９月１日から休業ということで、来年３月ということで、村民には既に周知され、村民も多少不便はかかりますけれども、また新たな改修後は大きな期待をしているというようなことだろうと思っております。

そういう中で、単純な疑問でございますけれども、これらの３億２，０００万からの２億２，０００万、１億減額になっているということは、どういう要因、経過、そ

してまた、この図面等々を見ますと、そんなに前の説明とは変わっていないのかなと思っておりますけれども、これらの要因、材質がＢランクに落ちたわけではないだろうと思いますが、ひとつ説明よろしくお願いしたいと思います。

○議長（遠藤義夫）　政策推進課長。

○政策推進課長（作田純一）　７番議員さんにお答えいたします。

３億２，０００万、３，０００万という話で、なぜ２億となったのかということでございますが、本年３月２９日の臨時議会で、補正予算で議決いただきました工事費につきましては、工事請負費２億９，９１５万６，０００円と、あと設計費３，３１４万９，０００円ということでの３億でございます。３億というのは、その設計費３，３００万も入ってございまして、工事費につきましては、２億９，８００万ということでございます。その中には、村単で進めたい金額も２，０００万ほど計上してございます。交付金事業としまして、国のほうに申請してございます工事費につきましては、２億７，９１５万６，０００円という計画で申請してございます。それについての詳細設計をした結果、今回の金額２億２，７８８万という金額になったということでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤義夫）　ほかにございませんか。７番。

○７番（鈴木宇一）　もう一度いいですか。

今、課長のお話だと、本体工事は２億９，９６０万だと、それに設計料が入って３億何がしになっていますということですね。じゃ、それはわかりました。

設計マイナスになれば、本体工事は２億９，９６０万だと。それが２億２，０００万になった経過は、村のあれですか、村で何か、その６，０００万ぐらいの事業は別枠でとっていたと、前言ったソフト事業か何かの関係ですかね。それらは含まれないということなんですか。これは、あくまでも本体工事の入札ですから、ソフト事業は別だということですか。その辺、ちょっとわかりかねますね。

○議長（遠藤義夫）　総務課長。

○総務課長（押山正弘）　７番議員さんにお答えをいたします。

今の７番議員さんおっしゃるのが大筋でございます。といいますのは、３月末に議決いただきました３億４，７１５万５，０００円、これは、以前ご説明申し上げました６次化とか人づくり関係、こういったものをセットにした交付金事業パッケージになっております。その中で、今、政策推進課長申し上げました改修、交付金に係る改修工事費といいますのが、以前ご議決いただきました２億７，９１５万６，０００円、そのほか６次化であったり、人づくりに係るソフト事業、そのほか設計費でありましたり、あと村単独の改修工事費、これ２，０００万というふうに申し上げておりましたけれども、そういったものを含めた経費がおおよそ６，８００万程度ございます。それらを除いた工事費に対して今回入札がなされまして、契約額が税込みで２億２，７８８万円という結果に至ったということですので、それ以外のソフト事業につきましては、今計画を進めながら執行していきたいというふうな別枠での予算措置で

いっているところであります。

以上でございます。

○議長（遠藤義夫）　ほかにございませんか。５番。

○５番（押山義則）　大変、今ほどの質問とはちょっとダブるところもあるんでありますが、今回の平成２９年度地方創生拠点整備交付金事業という名目の中のこの全体の事業概要、それ示していただきたい。結局、それの中でこの工事費が何％占めているのかということのを確認したいんであります。

それから、もう一点でありますが、工事中、その休業中の建物管理なんでございますが、これは本来なら請負業者が管理するものと思っておりますが、今回補正で別枠で管理のための予算も補正されているようでありますが、その管理について入札条件の中でどのように指示されておられるのか、それだけ確認しておきたいんですが。

以上です。

○議長（遠藤義夫）　政策推進課長。

○政策推進課長（作田純一）　５番議員さんにお答え申し上げます。

交付金事業の概要ということで、これにつきましては、生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金整備対象施設の整備計画というのが、こちらが施設の工事分ということでございまして、先ほど申しました設計を含めましての工事費３億９３０万５，０００円というような工事の、交付金の事業概要ということでございます。それと、施設の管理につきましては、少々お待ちいただきたいと思います。

○議長（遠藤義夫）　総務部長。

○総務部長（舘下憲一）　５番議員さんにお答えいたします。

アットホーム、議員さんご存じのとおり、機械警備等のほうが入っておりませんので、それと補正にも計上しましたとおり、９月で営業は終わっておりますが、施設管理等がずっと続くということで、あそこの中に職員も配置されるということでございますので、工事につきましては、村が管理しながら工事をやってもらうというような形になりますので、詳細については、本日議決になれば、本契約となりますので、その後業者のほうと詳細に詰めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（遠藤義夫）　５番。

○５番（押山義則）　ありがとうございました。

そうすると、一部確認しておきたいことがあるんですが、それの結局、管理には責任も伴うということでありますので、その責任について、あくまでも村が責任を持つということの考えなんですか。普通、請負工事の場合は、その辺のいろいろ入札条件の中で、うたわれるものだと思っておりますが、それだけ確認しておきたいんです。

以上です。

○議長（遠藤義夫）　総務部長。

○総務部長（舘下憲一）　５番議員さんに再度お答えいたします。

工事箇所につきましては、当然業者のほうで保険等、工事中のいろんな事故と損害

等あろうかと思いますので、それは工事の業者のほうで保険に入るというような形になろうかと思います。それ以外の部分については、村のほうでずっと施設を維持管理してまいりますので、村のほうで対応するというような形になると思いますので、なお、詳細については契約後に業者のほうと詳しく詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（遠藤義夫）　ほかにございませんか。１０番。

○１０番（須藤軍蔵）　先ほど、議案調査の時間もらったから、いろいろわかったとこでありますが、要するに、先ほど話あったように、一つは工事費と、それから設計やその他のソフト事業も含めて３億何ぼだ、こういう事業だということにまず理解をしていい、確認したいと思います。

それから、このほかに補正予算の中でも、施設の維持管理ということで物置で五百何万、あるいはまた、改修工事の設計業務委託料で４００万ということで、約１，０００万いうことで、その事業と今度の事業は違うんだということではありますが、アットホームにお金をかかっているということは、同じくかかるわけでありまして、村民の皆さんには、やっぱりこの交付金事業の中での中身の中で、そしてあと村での出資するお金の中ですっかり仕上がるというふうにするのが一番大事だと思うんだよね。それで、個人の家も同じですけれども、やってみると、ここがこうだった、ああだったということで追加工事になるんですね。そういうことは、いろいろ考えてやったんだろうから、そういうことはないと思うので、実際やってみたらこうだったということで３００万だ５００万だと増えるようなことでは、やっぱり村民の皆さん、それでなくても、何だ、アットホーム随分銭かけるようだなというお話も実はここ二、三日に聞いているんだよね。そういうことはきっちり、前からも３月２８でしたか、９でしたか、呼んだときも話はあったと思うんですけれども、約束はできないんだろうけれどもね、これはやっぱりできるだけそういうことのないように、その金額、その中身で終わったぞというふうにできるようにお願いをしたいと思います。

村長にお聞きはしておきます。

○村長（押山利一）　１０番議員さんにお答えいたします。

国の交付金事業については、今回設計ができたところで、ある程度枠をはめられるので、これについて大幅に増額になるということは、実際に実施設計後の数字ですから、一応設計上では確定した金額と、変更の可能性も低いだろうと、ゼロとは、これは当然工事の場合、思わぬものが出る場合もありますので、それについては増える場合には国と協議をしながらやっていくということになろうと思いますが、ただ今回補正で上げた部分、村単部分については、これから設計ですので、詳細については、備品等については、また１２月等で補正を組む予定もございます。例えば、大広間の机椅子を導入するとか、それからせっかく半年かけて工事しますので、従来２５年たっていますから、リフォームという形で、ここをもう少し直そうかとか、こういうものを導入しようかとか、これから詳細については設計の中で協議をしていきますので、

１２月に村単部分については補正増になる可能性は十分にあります。まだ詳細を詰めていない部分がございますので、ただ、工事については基本的には大きな増額にはならないだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（遠藤義夫）　ほかにございませんか。１０番。

○１０番（須藤軍蔵）　そうすると、村のいわゆる拠点事業の国の交付金、あるいは後年度でされる部分も含めたその事業というのはわかった。

それから、村でその中の４，０００万だかも出すよね。村の単独のそのソフトの部分とか６次化という銘を打ったことで、そのことによるお金出す分がある。その部分のお金を今、村長言ったのかと思うんだけれども、その部分はふえないんだべないというふうに私は言う。全体の総額事業をそういうふうに組んだわけだから、そこですきっと決まるようにしてくださいと、こういうことです。

○議長（遠藤義夫）　村長。

○村長（押山利一）　基本的に、お風呂を大きくしたりするような、その本体にいじるような工事については国の交付金事業、それから６次化についてのソフトも６００万程度、これはそれがあって初めてアットホームの国の交付金該当しますから、その６次化等についてのソフト部分は国のほうの先ほど言った予算のほうに入ります。当初、２，０００万をとって、あと１，０００万程度は備品等というのは、せっかく半年間休みますので、通常の家でも２５年たつと、サービス施設でもありますし、かなり傷んでおりますので、その交付金事業以外の部分について、例えば、電球をＬＥＤにするとかですね、今回２００万とっていますが、それでは十分間に合いませんので、今回せっかく２００万分をＬＥＤにするなら、追加で１２月等に補正をとって、全館ＬＥＤにできないかというようなことについては、これからその今回補正でいっている設計管理の中で協議をしていきたいなと考えておりますので。この部分については、本来工事とは別にそのリフォームとしての村単独の事業というふうになりますので、これについては、先ほども話ししましたが、大広間の椅子とか机をやるとか、例えば、畳を交換するとか、詳細を詰める中では、増額になる可能性も今後についてはあるということですので、本体をいじる国の部分とソフトの部分と、あと村がやるそれ以外の部分のリフォーム関係の予算というふうに二手に分かれるという形になります。

以上です。

○議長（遠藤義夫）　ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　異議なしと認めます。

よって、これより議案第６４号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　日程第８、議案第６５号「平成３０年度応急仮設住宅撤去工事（安達太良Ⅰ期）請負契約について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。７番。

○７番（鈴木宇一）　今回の仮設住宅撤去工事、これは７，０００万ほど出ておりますが、聞くところによると、これはあくまでも上物なんだということらしいんですよね。そうすると、その後のいわゆるコンクリ撤去、これらはどういう管轄というか、費用を村でやるのか、または別枠で補助をもらってやるのか、その辺も明確にしないと上物だけでは済まないんですよね。むしろコンクリのほうがお金かかるんじゃないかと私は懸念しておるんですが、そこらまで踏まえて今回の入札を見越してやっておられるのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（遠藤義夫）　建設課長。

○建設課長（杉原　仁）　７番議員さんにお答えいたします。

今回の工事につきましては、議員さんおっしゃるとおり、上物のみの撤去ということになります。受水槽ですとかコンクリ、あとは舗装コンクリートですね、あとは浄化槽、埋設配管につきましては、次期工事の設計でやるということになっております。

その次期設計の今県のほうでは準備しておりまして、正式に村に工事時期については依頼は来ていないんですが、来年ぐらいには県では考えているようであります。正式になりましたら、またお伝えしようと思いますが、それで村で、今後、来年以降、残りの戸数ですね、そこの撤去工事を実施してまいりたいという県の意向でありますので、その際に、その舗装コンクリート、村の土地利用に合わせて舗装コンクリート、あとは受水槽、その撤去が必要であれば、それ設計に盛り込むといった内容でございます。ただ、その村の土地利用が一番重要ですので、今後村でプロジェクトチーム等つくりまして、今後の土地利用の、跡地利用のことを考えていくといったものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤義夫）　村長。

○村長（押山利一）　７番議員さんにお答えいたします。

県のほうから、今年がⅠ期、来年がⅡ期ということで、その後の取り扱いについて今現時点でどう考えていますかというお話がありました。これについては、全員協議会のときに、この説明のときにお話をするように指示したような気がするんですが、

とりあえず契約上は原状回復なんですよ。原状回復というと、あれ全部道路壊して、全部また斜めにしてうなって返してよこすということなんですね。原状回復、これが原則です。大玉としては、その時点で、道路はそのままにしてくださいと、真ん中の道路は。それから、段差もそのままにしてくださいと。あと、さっき言った中に入っているその地下埋設とかそういうものは撤去してもらうということで、村としてはあの段差のまま、舗装道路中央を入れたままの状態で戻していただきたいということは、その時点では申し入れはしてあります。ですから、それを前提として今後の利用計画をつくっていきたいと。田んぼ、畑みたいにまたうなって返していただいて、また改めて何に使うのかというよりは、利用上は今の現状の形を残して活用を図りたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（遠藤義夫）　７番。

○７番（鈴木宇一）　いろいろと村の計画がその後あるようでございますけれども、いずれにしても、浄化槽やアスファルト、コンクリ、先ほど課長が必要があればというようなことでございますが、当然必要だと思いますよね、これは。そういうことも裏をとって、やっぱり工事は進めなきゃ、計画は立てなくちゃいかんなと私は思うんですよね。そこの辺を曖昧にして、上物だけ予算もらってやって、あとはあとの考えだと言われると、国のほうではぶん投げられたという言葉は悪いんですが、そういう形になっては大変なことになりますんで、ひとつ常に裏をとってやっていただきたい、その心配だけです。

○議長（遠藤義夫）　村長。

○村長（押山利一）　その心配はございません。きっちりと国・県と話し合いをして、先ほど言ったように、道路は残していただきたいと、そして段差はそのまま砂利のままにしておいていただきたいということで、それを基本にして、今後利用していきたいと。

それから、今回の事業は県からの委託事業です。本来は、県のほうで直轄で壊すんですね。ところが、そうするとこの工事費が村外に出てしまいますので、村としては県と交渉をして、村のほうで工事をやらせてくれないかということで、今回工事を受け合ったという形ですので、これが村内業者がとりましたので、村内に予算がおりると。来年も同じような方法でやっていきたいと考えていますので、これは当然きっちりと国・県とその後のそういうやっていただくべきものについては、当然やっていただくというふうに考えております。

以上です。

○議長（遠藤義夫）　ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　異議なしと認めます。

よって、これより議案第６５号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　日程第９、請願・陳情について、常任委員会付託を行います。

６月定例会以降、本日までに受理した請願・陳情は、お手元にお配りいたしました写しのとおり、請願第１号から請願第３号並びに陳情第６号の４件であります。

お諮りいたします。

議長から所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　異議なしと認めます。

議長から所管の常任委員会に付託をいたします。

配付いたしております付託表のとおり、請願第１号から請願第３号並びに陳情第６号を総務文教常任委員会に付託いたします。

◇　　◇　　◇

○議長（遠藤義夫）　以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後１時５７分）